

一般社団法人仕事と治療の両立支援ネットーブリッジ

監事監査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人仕事と治療の両立支援ネットーブリッジ（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、この法人の機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職責)

第3条 監事は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、会計書類の監査を行う。

(理事等の協力)

第4条 理事及び職員は、監事による法令、定款及びこの規程に定める業務の遂行に協力するものとする。

第2章 監査の実施

(監査の実施)

第5条 監事は、次に掲げる監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

- (1) 重要又は特殊な取引、債権の保全又は回収及び債務の負担
- (2) 財産の状況
- (3) 財務諸表等
- (4) その他法令、定款又はこの法人の規程に定める事項

2 監事は、代表理事から財務諸表等を受領し、これらの書類について監査する。

3 監事は、前項の他に必要な資料があれば理事に求めることができる。

第3章 監査報告

第6条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。

2 監事は前項の規定により作成した監査報告を、理事に提出する。

第4章 会議出席、意見陳述等

(会議への出席)

第7条 監事は、社員総会に出席し、意見を述べることができる。

2 監事は、社員総会に出席できなかった場合には、出席した理事から、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めることができる。

3 監事は、社員総会以外に開催される重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

附 則

この規程は、2022年12月20日から施行する。